2020年（令和２年）
8/10
No. 1205

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所 一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

◆3年度 東京都に対する要望案◆

東ト協

感染症で経営に深刻な影響
輸送業務継続へ支援拡充を

東京都トラック協会（浅井隆会長）は、令和３年度東京都予算に対する業界要望として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、会員事業者の経営に深刻な影響が出ていることから、新型感染症対策に対する支援拡充を軸に要望する方針だ。要望案に関しては、７月29日開催の今年度第１回税制金融委員会で審議し、各委員から提出された意見などを踏まえて要望書を取りまとめる予定。要望書は正副会長会に諮り決定した後、８月下旬以降、都議会各党会派などに対して提出し、要望の実現を働きかける方針だ。

要望案としてはまず、当面の緊急課題として、新型感染症の中で輸送業務を維持・継続するため、必要な対策への支援拡充を要請する方針。

トラック運送業界では運転者が感染リスクにさらされながらも、国民・都民の生活や経済活動を支えるため、輸送業務の継続を求められているが、一方で新型感染症の拡大による荷主企業の休業や操業停止の増加などに伴い、輸送量が大幅に減少し、事業経営に深刻な影響が出ている。

特に、トラック業界は中小企業が99％以上を占め、経営基盤が脆弱であるため、こうした状況が長引けば、安定した輸送力の確保が困難になる事態も懸念されているからだ。

具体的には、車庫・駐車場費用やドライバーへの危険手当給付などへの助成に加え、融資や利子補給など資金繰りに対する緊急援助制度の制定といった経済的な支援を要請する方針。

危険手当給付へ助成
資金繰りの緊急援助

あわせて、感染予防のためにマスクや簡易防護服、消毒液などの防疫関係資器材を優先的に供給するよう求めるとともに、ドライバーなどに対するＰＣＲ検査や抗体検査の優先的な受診とその費用負担なども訴えることにしている。

都議会各党会派へ要望（写真は昨年の様子）

さらに、地価が高い大都市圏の運送事業者にとって大きな課題となっている、車両・駐車場の維持のための補助制度や、営業車両を対象とした高速道路料金の５割以上の割引制度創設のほか、引き続き駐車規制の見直しと駐停車スペースの拡充などを働きかけることも検討している。

今後、８月下旬から９月上旬にかけて都議会各党会派に順次、要望書を提出する予定。その後、10月上旬には自由民主党東京都支部連合会に対して要望し、さらに、11月下旬から12月上旬に予定される都知事による予算ヒアリングでも業界要望を説明し、理解と協力を要請する方針。

東ト協

新型感染症が拡大
予防対策の徹底を

東ト協は７月下旬以降、東京都内における新型感染症の新規陽性者数が過去最多を更新するなど、感染が拡大していることから、会員事業者に対し、改めて注意喚起するとともに、感染予防対策などを徹底するよう呼びかけている。

都は７月30日、第35回新型感染症対策本部会議を開催し、感染状況モニタリング項目の分析結果（同29日時点）として、「全世代に感染が広がっており、新規陽性者数と接触歴など不明者数の増加が続いている」との総括コメントを発表した。

こうした状況の中でも、トラック運送事業者とその運転者などは、「エッセンシャルワーカー」として事業・業務の継続が求められることから、再度、予防対策の徹底を呼びかけているものだ。

特に感染予防のためには「３つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の回避をはじめ、マスクの着用、石けんによる手洗いと手指消毒用アルコールによる消毒の励行などを徹底するよう求めている。

また、従業員やその家族に発熱など体調不良者が確認された場合には、躊躇なく休業させ、外出を控えることを徹底するとともに、速やかに居住地の保健所に連絡・相談することを指導するよう促している。

厚労省

中央最賃審議会
目安額「示すのは困難」
現行水準の維持を答申

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、７月22日に開催した第57回審議会で、令和２年度地域別最低賃金額改定の目安に関する答申を取りまとめ、同日、加藤勝信大臣に対して答申した。

今年度は、新型感染症の感染拡大に伴い、経済・雇用情勢が悪化する中で審議が難航し、結局、目安となる金額に関して意見の一致をみるに至らなかった。このため、公益委員の見解として「引き上げ額の目安を示すことが困難であり、現行水準を維持することが適当」と答申した。１円以上の有額を示さなかったのは平成21年度以来。

今年度の最賃改定に関しては、６月26日開催の第56回中央最賃審議会で加藤大臣から諮問を受け、同審議会に「目安に関する小委員会」を設置し、５回にわたって審議を重ねた。

審議では労働者側が「社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は最賃近傍で働く人も少なくなく、感染の不安と恐怖と闘いながら働き続ける労働者に報いるべきであり、最賃の引き上げは社会的要請」と主張。

一方、使用者側は「中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型感染症の影響ばかりでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けている」と主張。「事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最賃審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結すべき」と強く求めた。

双方の意見が大きくかい離し、結局、据え置きの答申となったものだが、公益委員の見解では、来年度の審議について、新型感染症の影響を踏まえながら「取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最賃についてはさらなる引き上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ、議論を行うことが適当」としている。

◇　◇

東京地方最低賃金審議会は８月５日、２年度東京都最賃に関し、現行通り（時間額１０１３円）とすることが適当である旨、東京労働局・土田浩史局長に対し、答申した。

東ト協

飲酒運転防止に向け
指導・監督の徹底を

東ト協運輸安全委員会（森本勝也委員長）はこのほど、全会員事業者に対して「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」を通知し、特に取り組みを強化すべき４項目を示し、運転者に対する指導・監督、および点呼などを徹底するよう呼びかけている。

国土交通省は、昨年５月に全日本トラック協会などに対し、飲酒運転禁止の徹底を通達しているが、その後も事業用自動車の飲酒運転事故が相次いでいるため、今年５月に再度、防止徹底を求める要請通達を発出した。

今年に入り、既に全国で11件（都内事業者を含む）の飲酒に伴う事故が発生し、増加傾向にあるからだ。

このため東ト協運輸安全委員会は、７月28日開催の令和２年度第１回委員会で対応策を審議。飲酒運転は看過できない犯罪で、業界の社会的信頼を失墜させかねないことから、独自の取り組みとして、８月末にかけて飲酒運転根絶に向けた啓発活動を行うことにした。

実施に当たっては、運行管理者などが徹底すべき事項を示し、指導・監督を行うとともに、点呼時に再度、周知・徹底するよう求めている。

あわせて、国交省作成の事業用自動車運転者に対する指導・監督マニュアルや、全ト協作成の飲酒運転防止対策マニュアルなどを活用し、指導するよう促している。

取り組みを強化すべき事項は、次の通り。

①運行管理者は、運転者に対して飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性などについて教材や事例などを用いて理解させ教育すること

②運行管理者は、確実な点呼の実施体制が確保できているかを確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと

③運行管理者は、点呼時に運転者の飲酒状況を把握するとともに、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより、管理を行うこと

④事業責任者は、「飲酒運転防止点検チェック確認表」（**本号に同封**）を用いて自社の点呼状況のチェックを行い、不適正な点は直ちに改善を行うこと

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因（数量・支払条件・地域ほか）により多少の幅があります（消費税込み）。

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

1ℓ当たりの軽油価格　**6月分**

☆スタンド	平均＝ 92.5円
☆ローリー	平均＝ 78.4円
☆元売り発行カード	平均＝ 87.4円
☆ディーラー発行カード	平均＝ 83.5円

（東ト協調べ）

紙面あんない

経産省、「物流ＭａａＳ」実証事業　2
日通総研、貨物輸送見通し下方修正　4
東ト協、環境・税制金融各委員会　5
東ト協、運輸安全・物流政策各委員会　7
東京都、女性の活躍推進へ支援策　7

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用 R80

経産省

新しいモビリティサービス「物流MaaS」実証事業へ

輸配送の効率化など 事業実施6社を選定

経済産業省は、物流分野における新しいモビリティサービス「物流MaaS」実現に向けて、その実証事業を行う企業6社を選定し、物流業界の課題解決に貢献する取り組みを推進する方針だ。

同省は、労働力不足など物流業界の課題解決のため、令和元年度に有識者や商用車メーカー、荷主・運送事業者、ITソリューション事業者などの参加により、物流MaaS勉強会を設置。今年4月に、商用車業界の取り組みとして3つの方向性を取りまとめた。

同省はこれを受け、具体的な取り組みを実施する企業を公募し、6社を選定したもの。

3つの方向性と取り組み内容(カッコ内は選定企業)は、次の通り。

①トラックデータ連携の仕組みを確立=日本版FMS標準(車両運行管理に必要なトラックデータの標準仕様)活用が期待できるユースケースを検討し、複数商用車メーカーのトラックデータを連携する仕組みとともに、運行管理データ項目の標準API(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)仕様の検討などを行う(豊田通商)

②見える化・混載による輸配送効率化=深度センサーにより、庫内の荷物量や空きスペース、配送計画ルート上の積載効率変化を見える化し、輸配送効率化の検討を行う(アイシン・エィ・ダブリュ)▽車両と積み荷の位置情報などの連携により、積載効率向上を図るとともに、整備・運行記録などを用いた運行品質評価モデルの策定と検証を行う(三菱ロジスネクスト)

③電動商用車活用・エネルギーマネジメントに係る検証=軽貨物EV(電動車)に求められる性能検討、経済性を高めるオペレーションなどのモデル構築に向けたシミュレーションと実車による検証を行う(ミツバ)▽業務用車両の電動化に向けて充電ステーションの配置のあり方(共同利用)を検討。またEV運用や充電オペレーションの実証実験を行い、経済性を検証するとともに、効率的な充電方法の検討を行う(東京電力ホールディングス)

LEVO

スワップボディ車や連結トラック補助

2次公募 8月31日まで

環境省の令和2年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業)について、執行団体の環境優良車普及機構(LEVO)は、2次公募を行っている。

受付期間は8月31日午後5時まで。

対象事業は、トラック輸送高効率化支援事業などで、その補助内容は次の通り。

▽連結トラック導入支援事業(フルトレーラ連結車およびダブル連結車で、車両長19㍍超のバン型のもの)=原則として対象経費と一般的なトラック2台分との差額の2分の1以内

▽スワップボディコンテナ車両導入支援事業=一般的なトラックとの差額の3分の1以内(ただし、貨物自動車1台当たり荷台は3基が上限)

詳細は、LEVOホームページを参照。

▽問い合わせ先=LEVO社会変革と物流脱炭素化促進事業執行グループ(☎03・5341・4728)

九都県市が要望

さらに大気環境改善へ 継続的な排ガス対策を

東京都をはじめ首都圏の九都県市はこのほど、環境省や国土交通・経済産業各省に対し、大気環境のさらなる改善に向けた対策の推進に関して要望した。

大気環境は、二酸化窒素や浮遊粒子状物資に係る環境基準がほぼ達成されている状況にあるが、一方で大気中における光化学反応などにより二次的に生成される、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2・5)については、さらなる改善が求められる状況にある。

ただ、こうした中で「自動車NOx・PM法」に基づく、総量削減基本方針に係る総量削減期間の期限が令和2年度末に到来する。

そこで、早期に光化学オキシダントやPM2・5の生成メカニズムなどの詳細な解明を行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進するよう要望したもの。

警察庁

高速の速度規制引き上げ 一部区間で時速120kmに

大型トラックは対象外

警察庁は、交通規制基準(交通局長通達)に関して、高速自動車国道などの最高速度の基準を改正し、一定の基準に該当する路線・区間の最高速度を時速120㌔に引き上げる方針だ。

時速120㌔規制の基準としては、①設計速度が時速120㌔、かつ実勢速度が時速100㌔以上であること、②死傷事故率が高くないこと、③一定の距離(原則20㌔以上)において速度規制の連続性が確保されること、④道路や交通の状況に照らし、交通流に安全・円滑上の支障がないこと。

これら基準に該当する区間の速度規制引き上げについて、片側3車線区間を優先して、関係県警察が高速道路会社などと調整を行い、その上で速度規制の引げ上げが実施される見通し。

時速120㌔への引き上げ候補区間としては、新東名高速道路・御殿場JCT～浜松いなさJCT、東関東自動車道・千葉北IC～成田JCT、常磐自動車道・柏IC～水戸IC、東北自動車道・花巻南IC～盛岡南ICと浦和IC～佐野スマートICなどが挙げられている。

同庁は昨年3月から、新東名高速・新静岡IC～森掛川ICや東北自動車道・花巻南IC～盛岡南ICで、速度規制・時速120㌔の試行を実施してきた。

その結果、実勢速度(自由流時)に大きな変化はなく、死傷事故件数や死傷事故率が試行実施前(時速100㌔)と比べて、実勢速度以外を含めても大きな変化がなかったことから、基準に該当する区間の速度規制を時速120㌔に引き上げることにした。

なお、大型トラックなどは対象外で、最高速度規制は従来通り、時速80㌔。

国交省

道路局長に吉岡氏

吉岡 氏

国土交通省の8月1日付人事異動で、道路局長に吉岡幹夫氏(北陸地方整備局長)が就任した。

吉岡幹夫(よしおか・みきお)**氏**　昭和38年7月14日生まれ、神奈川県出身。東京大学工学部卒業。同61年建設省入省。道路局高速道路課長、同局企画課長、北陸地方整備局長を歴任。

国土交通省(7月21日)

大臣官房人事課長(大臣官房参事官=人事担当)石原大▽自動車局総務課長(海上保安庁総務部人事課長)坂巻健太▽総合政策局物流政策課長(同庁第四管区海上保安本部次長)阿部竜矢▽道路局企画課長(道路局高速道路課長)山本巧▽同局高速道路課長(大臣官房付)長谷川朋弘▽自動車局技術・環境政策課長(自動車局審査・リコール課長)久保田秀暢▽同局審査・リコール課長(環境省水・大気環境局総務課調査官)酒井雅彦▽同局自動車情報課長(大臣官房付)金子修久

同　(8月1日)

道路局長(大臣官房付)吉岡幹夫▽大臣官房参事官=物流産業担当(同総務課企画官=総合政策局併任)紺野博行▽関東運輸局交通政策部長(総合政策局政策課政策企画官)廣田健久

出向=厚生労働省大臣官房審議官=労災、建設・自動車運送分野担当(大臣官房付)小林高明

天然ガストラックは物流の
エネルギーセキュリティ向上と
大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。
天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。
さらに天然ガストラックは CO_2 や NO_x 、PM などの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

エネルギー・フロンティア TOKYO GAS　NGV 事業室　〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20　Tel.03-5400-6774
http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/
NGV

運輸点描

セブン−イレブン・ジャパン、ファミリーマート、ローソン、流通経済研究所による店舗への共同配送の実証実験が8月1日から7日までの1週間、実施された。これは、経済産業省が支援する、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の中の「スマート物流サービス」の研究開発の一環として、チェーン横断的に共同配送の実証実験を実施したもの。共同配送だけではなく、在庫などの共同化の実証実験も行われた。

大手コンビニ3社 共同配送の実証実験

コロナ禍で物流危機が加速

様々な業種で共同化が進む

コンビニエンスストアは全国に約5万6000店舗あり、大手3社の店舗がそのうちの約9割を占めている。セイコーマートのシェアが高い北海道を除くと、大手3社の寡占状態にある。だが、人口減少が進んでいる地域では配送効率がだんだん悪くなっている。

東京をはじめ首都圏などでは想像できないかもしれないが、例えば、東北地方のある事業者によると、「隣の県との県境に近いような地域では、最後から2番目の店舗から最後の店舗に配送するのにかなり時間がかかるコースもある」という。

1店舗への往復だけでも全体の配送効率を大きく低下させている。しかも、このような店舗では納品する商品の発注量も少ない。

こうした状況を踏まえ、コンビニに商品を供給しているサプライヤーの物流担当者の中には、大手コンビニ3社といえども、いずれは共同配送の可能性がある、といった見方をする担当者もいる。

ある大手食品メーカーの物流担当者によると、大手コンビニの物流担当者が個人的にではあるが、同業者同士の物流共同化に以前から高い関心を示していたという。

今回の実証実験は、都内湾岸エリアの大手コンビニ3社の近接した店舗に対して、同じトラックで商品を配送し、共同化による物流効率化の効果を検証するもの。実験の対象となる店舗はセブン−イレブンが13店舗、ファミリーマートが13店舗、ローソンが14店舗の計40店舗。

対象となる商品は常温商品で、具体的には飲料、菓子、日用雑貨などである。江東区にある大手物流事業者の大型物流施設に共同物流センターを設置し、これらの対象商品を各社の物流センターから移送し、3社横断的に効率化した配送ルートを組んで店舗配送を行うという実験である。

さらに、共同在庫の可能性も検討するため、一部の商品については、共同物流センターに在庫して店舗別ピッキングなどを行う実験も行った。

筆者はこの「運輸点描」（昨年12月10日号）で、「物流危機はトラックドライバー不足ではなく、国内市場の縮小こそが物流危機の本質だ」と書いた。そして、物流危機への対応策の一つとして、同業者間や異業種間における物流共同化が進められつつあることを紹介した。

これまでは少しずつ国内市場が縮小し、物流危機が近づきつつあった。それに対して荷主企業は、その物流危機への対応策を徐々に進めてきていた。だが、今回の「コロナ禍」で、国内のみならず世界的に需要が一気に落ち込み、回復の見通しも不透明な状況にある。それによって物流危機の到来が早まった。

需要が急速に落ち込み景気が減退する中で、荷主企業は対処療法として単価の見直しなどを求めてくるだろう。同時に、中長期的には物流の共同化など国内市場の縮小に対応する物流の抜本的見直しを進めるものと予想される。その方策の一つが物流の共同化だ。

今回の大手コンビニ3社による共同配送の実証実験は、あくまで経産省の「スマート物流サービス」の研究開発の一環であるが、人口減少が著しい地域などでの店舗配送においては、大手コンビニといえども共同配送が現実味を帯びてきている。コンビニ業界に限らず、コロナ禍がそのような流れを加速すると捉えるべきだろう。

（物流ジャーナリスト 森田 富士夫）

日通総研

2020年度 貨物輸送の見通し改訂

感染症で大幅なマイナス

営業用自動車7・4％減

日通総合研究所はこのほど、「2020（令和2）年度の経済と貨物輸送の見通し」を改訂した。新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化を踏まえ、3月改訂予測を大きく下方修正し、今年度の国内貨物総輸送量は前年度比6・9％減少と予測している（以下、増減は前年度比）。

日本経済は、昨年10月の消費税増税を契機に景気後退局面に入り、さらに、新型感染症の影響が景気悪化に拍車をかけ、前期比ベースでは4～6月期が大底となる見込み。

感染拡大が7～9月期におおむねピークアウトすれば、同期からプラスに転ずるものの、新しい生活様式の定着に伴い、回復基調は緩慢にならざるを得ず、今年度の実質経済成長率はマイナス5・6％と、リーマン・ショック発生時の平成20年度（マイナス3・4％）より落ち込み、大幅なマイナス成長が避けられないとしている。

こうした経済情勢を前提に、今年度の国内貨物総輸送量は6・9％減少と予測し、元年度（1・2％減少）よりマイナス幅が拡大する見込み。

品類別にみると、消費関連貨物が7・4％、生産関連貨物が9・2％のそれぞれ減少と予測。建設関連貨物は4・0％減少と一般貨物より小幅な減少にとどまる見込み。

自動車輸送量は**上表**の通り。自動車輸送全体では6・9％減少とマイナス幅が拡大し、なかでも、営業用自動車は元年度（0・0％増）の横ばいから、一転して7・4％減少となり、2年振りのマイナスになる見込み。

営業用自動車の輸送量は、上期が12・3％減少と2ケタ台の大幅な落ち込みとなるが、下期は持ち直し、2・4％減少にとどまると予測している。

自家用の輸送量も5・7％減少と低調だが、営業用よりは小幅なマイナスにとどまる見込み。

国内貨物輸送量の見通し

単位：百万トン、（　）内は対前年同期比増減率（％）

	2019年度 合計	2020年度 上期	2020年度 下期	2020年度 合計
総輸送量	4,672.7（△1.2）	2,084.7（△11.0）	2,266.2（△2.8）	4,350.9（△6.9）
自動車	4,287.6（△1.0）	1,914.2（△11.0）	2,076.6（△2.8）	3,990.8（△6.9）
営業用	3,019.7（0.0）	1,332.2（△12.3）	1,463.4（△2.4）	2,795.6（△7.4）
自家用	1,267.9（△3.3）	582.0（△7.8）	613.2（△3.7）	1,195.2（△5.7）

※ 実績値は国土交通省の各種統計・資料による

全ト協

新型感染症に伴う融資

公募12月30日まで延長

全日本トラック協会は、中央近代化基金「激甚災害融資」（新型感染症による企業への影響）の公募期間を12月30日まで延長した。

従来の公募期間は7月31日までだったが、さらに5か月間延長したもの（状況に応じて変更する場合がある）。なお、公募推薦総枠（100億円）や推薦対象要件などは従来通り。

推薦対象者は、運送収入または輸送トン数について、新型感染症の影響により、直近2か月の実績または今後2か月の見込みが前年同期比10％以上の減少が見込まれる事業者。

推薦対象資金は、経営安定の確保を目的とした事業の再建、または正常な操業維持に必要な運転資金。融資限度額は個別企業体・共同体とも500万円。全ト協が年0・3％の利子補給を行う。

東京都トラック協会では、同融資に関して独自の支援策を講じ、融資額3000万円以下を対象として、年0・6％の上乗せ利子補給を実施している。今回の公募期間延長に伴い、同上乗せ利子補給も引き続き実施され、これにより全ト協分と合わせて年0・9％の利子補給が受けられる。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協財務部交付金会計G（☎03・3359・4136）

グリーン購入ネットワーク SDGs研修会

12月まで毎月開催

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、「ポストコロナ時代を生き抜くための経営を目指そう！SDGs（国連・持続可能な開発目標）研修会」を開催している（Zoom利用によるオンライン開催）。

研修会は「SDG Compass（企業行動指針）」に沿い、実践的に取り組む内容とテーマを設定して実施しているもの。7月28日の第1回「SDGsを理解する」を皮切りに、12月まで毎月1回（全6回）開催する。

今後のメニュー（日程）は、次の通り。

第2回「現状把握・課題整理」（8月20日）▽第3回「優先課題の整理」（9月25日）▽第4回「目標の設定」▽第5回「経営への統合」▽第6回「コミュニケーション」

なお、第4回以降の詳細なプログラムや日程は後日、GPNホームページで公表する。

参加料金（全6回）はGPN会員2万円、東京都トラック協会など連携団体の会員2万5000円、一般3万円。スポット参加も可能で、連携団体会員の場合、1回1人当たり5000円。

WebKIT運賃指数

7月は114 前年割れ続く

求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、7月の指数は114で、前月より3ポイント上昇したものの、前年同月比10ポイント低下した。4月以降、前年同月を10ポイント以上も下回る水準で推移している。

荷物情報（求車）登録件数は5万5631件で、同49・7％減少と半減し、求車需要は大きく減退。これに伴い、成約率は35・6％と高い水準にある。

矢崎のデジタコ・ドラレコ
今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600（担当・青木）
板橋（営） 03-5916-3557（担当・倉持）
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協 環境委員会

GEP事業「ブラッシュアップ」
さらなる拡大・拡充へ

東京都トラック協会環境委員会(委員長・竹内政司副会長)は7月27日、東ト総合会館で令和2年度第1回委員会を開催し、2・3年度委員の委嘱や副委員長の指名選任を行うとともに、グリーン・エコプロジェクト(GEP)事業をはじめ、環境対策の推進状況などを報告し了承した。

2・3年度執行部の発足に伴い、環境委員長には新任の竹内副会長が就任。副委員長には、石井秀男・山田正信・武田光宏の各氏を選任した。

竹内委員長はあいさつで「新任委員の方には新しい視点からの意見を、再任のベテランの方には大局的な見地から意見をいただければ」と述べ、協力を求めた。

竹内 委員長

またGEP事業は、参加事業者に様々なメリットをもたらす有益な事業であるとして、その意義を強調した上で「さらにブラッシュアップして取り組んでいきたい。個人的な意見だが、できれば今後、会員の参加割合を20%程度に高めていきたい」と抱負を述べた。

議事では、今年度事業計画の内容をはじめ、環境性能優良トラック導入や省エネ対策用機器導入の補助申請状況などについて説明。

引き続き、GEPの元年度実施報告書(概要版)や今年度の活動状況に関して報告。今年3月時点のGEP参加事業者数は583社(車両数1万9019台)で、会員の参加割合は17・4%。実施14年間の実績は燃費向上率が平均17・1%、交通事故低減率が同29・0%と成果を上げている。

今年度の活動状況については新型コロナウイルス感染症に伴い、4・5月のGEPセミナーを休止したが、6月以降、オンライン併用により再開した。しかし、収束の見通しが立っていないことから、今後もこうした方式により実施する方針。

また、GEPへの参加促進を図るため、引き続きインセンティブ補助や説明会などの活動費用助成を実施し、7月27日から今年度の申請受付を開始した。

このほか、環境省の低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業や、今年度の東京都「貨物輸送評価制度」評価取得事業者、グリーン購入ネットワーク主催の「SDGs研修会」、都の「Clear Skyサポーター」登録制度について説明し、取り組みを促した。

東ト協 税制金融委員会

佐藤 委員長

原 委員長代理

東ト協税制金融委員会(委員長・佐藤雄平副会長)は7月29日、東ト総合会館で令和2年度第1回委員会を開催し、2・3年度委員の委嘱と副委員長の指名を行うとともに、3年度東京都予算に対する要望案について審議した。今後、各委員の意見などを踏まえて要望書を取りまとめ、東京都議会各党会派や都に対して働きかける方針。

東京都への要望案審議
感染症対策で支援拡充を

2・3年度執行部の発足に伴い、委員長には再任の佐藤副会長、委員長代理には同じく再任の原玲子副会長が就任。副委員長には委員長の指名により、澁谷隆義・岸眞介・清本秋男各氏が就任した。

冒頭、佐藤委員長があいさつし、「政策要望をはじめ、業界が直面する様々な問題について陳情を行い、しっかり取り組んでいきたい」と述べた。

また、原委員長代理は新型感染症の影響で「事業者は苦しい経営を余儀なくされている。少しでもプラスになるよう努めたい」とした。

議事では、来年度の都予算に対する要望案の内容に関して審議したほか、今後の要望活動のスケジュールについて説明した。

要望案は次の通り。

①新型感染症対策支援の充実(ドライバーに対する危険手当給付などへの助成や、資金繰りへの緊急援助制度など)

②働き方改革、労働力不足への対応(女性も働きやすい労働環境の整備など)

③改正貨物自動車運送事業法による「標準的な運賃」の取り扱い(都の入札価格設定に際して「標準的な運賃」を踏まえた取り扱いなど)

④オリンピック開催時の物流対策(荷主への協力依頼や首都高速道路の夜間割引時間帯の拡大など)

⑤運送事業の経営基盤確立対策(運輸事業振興助成交付金などの支援充実や、車庫・駐車場維持支援など)

⑥駐車規制の緩和(トラックが駐停車できるスペース拡充など)

⑦高速道路料金対策(5割以上の割引創設)

これら要望案のうち、特に新型感染症対策への支援要望に関して、運転者は感染リスクがある中で苦労して業務に従事していることを強く訴えるべきといった意見が出され、佐藤委員長は、医療関係従事者と同様「エッセンシャルワーカー」であることを説明し、働きかけたいとした。

同日は要望案について審議した後、委員長に一任して、要望書を取りまとめることを承認した。

東ト協 中央支部 青年部

交通安全グッズ 新1年生に寄贈

東ト協中央支部(吉田浩一支部長)青年部(宇野政雄部長)は、今春に中央区内の小学校に入学した新1年生に対し、反射材タックルバンド1512本を寄贈した。これに伴い7月17日、中央区役所で贈呈式が行われ、同支部の宇野青年部長が山本泰人区長に目録を手渡した。

山本区長に目録を手渡す宇野青年部長㊨

寄贈したタックルバンドは、子供たちが腕やカバンに装着し、交通事故に遭わないようにするもので、自動車のライトに反射するだけでなく、LEDによる自発光式で視認性が高い。表面部には同支部青年部の文字や、東ト協と警視庁交通部による交通安全活動「いっしょに安全!」ロゴマークが印刷されている。

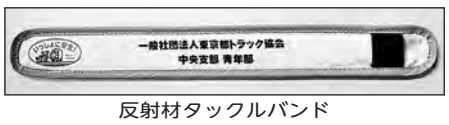

反射材タックルバンド

同支部青年部は毎年、東京都トラック交通遺児等助成財団の社会貢献活動の一環として、中央区教育委員会に交通安全啓発グッズなどを寄贈しているが、今年は新型感染症で3月以降、小学校が臨時休業となったことから、各校へ配布を完了した後、贈呈式が行われた。

寄贈を受けた山本区長は感謝の意を示すとともに、新型感染症の流行が続く中でも都民の生活などを支えるため、運送業務に従事するトラック運転者に対する労いの言葉を寄せた。

贈呈式には中央区から教育委員会の平林治樹教育長、渥美哲夫委員、生島憲事務局次長、植木清美事務局学務課長、また中央支部からは宇野青年部長のほか、巽大輔副部長、渥美明哲監事(前青年部長)が同席した。

第2回 東ト協本部集団健診

東ト協は10月10・11日(土・日曜日)と17日(土曜日)、今年度第2回「本部集団健診(定期健康診断)」を実施する(**本号に実施案内・申込書を同封**)。

受診申し込みは9月9日まで(受診枠に空きがある場合は、受付期間以降も受け付ける)。

◆健診開催日時◆

10月10日(土)	10月17日(土)
① 8時30分～ 9時30分	⑪ 8時30分～ 9時30分
② 9時30分～10時30分	⑫ 9時30分～10時30分
③10時30分～11時30分	⑬10時30分～11時30分
④11時30分～12時30分	⑭11時30分～12時30分
⑤14時30分～15時30分	⑮14時30分～15時30分
⑥15時30分～16時00分	⑯15時30分～16時00分

10月11日(日)
⑦ 8時30分～ 9時30分
⑧ 9時30分～10時30分
⑨10時30分～11時30分
⑩11時30分～12時30分

※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑯のいずれかの枠で。定員は①～⑤、⑦～⑩、⑪～⑮各時間帯とも40人、⑥、⑯は各20人

対象は、東ト協会員事業所に所属する従業員。

申し込みは、原則として**上表**の通り、3日間合計で16の時間帯別に受け付ける。定員は40人または20人(土曜日の最終時間帯)。会場は東ト総合会館7階大会議室。なお、受診の際には必ずマスクを着用すること。

本部集団健診は、定期健診受診率向上対策の一環として実施しているもので、要件に応じて、受診費用の一部助成を実施している。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協業務部交通環境G(☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983)

協会日誌

【7月16～31日】

16日 グリーン・エコプロジェクトセミナー(～17日)
17日 事務局部長会▽初任運転者特別講習(～18日)
19日 本部集団健診
20日 グリーン・エコプロジェクトセミナー(～21日)
22日 物流経営士課程▽東京高速道路交通安全協議会通常総会
26日 本部集団健診
27日 指導監査▽事務局部長会▽環境委員会
28日 運輸安全委員会
29日 税制金融委員会▽物流経営士課程▽引越専門部会役員会
30日 グリーン・エコプロジェクト検証・検討委員会▽東京都トラック協会のあり方検討委員会(仮称)▽ロジ研正副本部長会議
31日 紙・パルプ専門部会役員会

日程ボード

【8月16～31日】

26日(水) 16時＝食糧専門部会麦・粉委員会(東ト総合会館)

お悔やみ申し上げます

遠藤 成丈氏(三成運輸代表取締役社長・江戸川支部)7月25日、がんのため死去。56歳。通夜は7月29日、告別式は翌30日、それぞれ江戸川区の慈光殿で。喪主は弟の朋之氏。

井口 浩氏(井荻運送代表取締役・杉並支部)7月30日、肝臓がんのため死去。59歳。通夜は8月5日、告別式は翌6日、それぞれ杉並区の杉並セレモニーホールで。喪主は妻・理代氏および父・哲次郎氏。

東ト協　運輸安全委員会

飲酒運転根絶へ啓発活動

統一街頭活動９月24日

森本 委員長

飯田 委員長代理

東京都トラック協会運輸安全委員会（委員長・森本勝也副会長）は7月28日、東ト総合会館で令和2年度第1回委員会を開催し、2・3年度委員の委嘱と副委員長の指名選任を行うとともに、飲酒運転根絶に向けた啓発活動などについて審議・承認した。

2・3年度執行部の発足に伴い、再任の森本副会長が委員長、同じく再任の飯田勇一副会長が委員長代理に就任。また副委員長には中村克敏・鳥ノ海学・澤幡淳・小宮邦裕・高橋益衛各氏を指名選任した。

冒頭、森本委員長は「安全・安心の確保が事業者の最重要課題であることを一般会員に発信していくことが委員会の務め」と述べ、改めて取り組み強化を呼びかけた。

議事ではまず、新型コロナウイルス感染症に伴う、今年度のドライバー・コンテストやトラックフェスタの中止など、同委員会所管の行事予定の変更などに関して説明。

この後、国土交通省自動車局が、今年5月に全日本トラック協会などに対し、事業用自動車運転者の飲酒運転防止など法令遵守の徹底を求める再要請通達を発出したことを踏まえ、今後の対応について審議。その根絶に向けて8月末にかけて啓発活動を実施し、運転者に対する指導・監督を徹底することを承認した。

具体的には、運転者に対して飲酒運転の危険性を教材や事例などを用いて教育することや、点呼時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、および点呼の実施状況チェックなど、4項目の取り組みを強化するよう呼びかけ、その防止徹底を図ることにした。

また、秋の全国交通安全運動における街頭活動「統一実施日」を決定し、9月24日に行う予定。ただ、新型感染症の感染拡大が続いていることから、今後の感染状況や各支部の実情などを踏まえ、対応を判断することにした。

このほか、報告事項として、都内（警視庁管内）における事業用貨物車関与の死亡事故発生状況や、道路交通法の一部改正に伴う「あおり運転」に対する罰則強化などについて説明した。

都内における会員関与の死亡事故件数（7月8日時点）は3件で、前年同時期より1件多いが、会員第一当事者の事故は同数の1件にとどまっている。

東ト協　物流政策委員会

原島 委員長

佐藤 委員長代理

東ト協物流政策委員会（委員長・原島藤壽副会長）は8月4日、東ト総合会館で令和2年度第1回委員会を開催し、2・3年度委員の委嘱と副委員長の指名選任を行うとともに、今後の進め方などを審議・承認した（新型感染症対策のため、Zoom利用によるリモート併用で開催）。

2・3年度執行部の発足に伴い、委員長に再任の原島副会長、委員長代理には同じく再任の佐藤雄平副会長が就任。また副委員長には佐藤克典・下川悟各氏を指名選任した。

議事ではまず、原島委員長が駐車問題や運賃・料金適正化対策、役員法令試験サポート事業の実施など、これまでの取り組みについて説明。その上で、引き続き駐車規制の緩和や適正な運賃・料金収受への取り組みを推進するとともに、新たに労働力確保対策を検討課題とする意向を示した。

また、国土交通省が4月に大臣告示したトラック運送事業における「標準的な運賃」の概要について説明。全日本トラック協会では標準的な運賃の周知・啓発を進めるため、今秋に考え方やに関するセミナーを実施する予定であることから、原島委員長は事業者などをはじめとして、その周知・啓発に取り組む考えを示した。

駐車、運賃問題に加え 労働力確保対策を検討

この後、今後の進め方について審議し、検討テーマ別に駐車問題、運賃・料金適正化、労働力確保対策の3つの検討小委員会を設置し、今後の対応策などについて検討を進めることを承認した。

駐車問題に関しては、警視庁が規制見直しにより、昨年8月に都内52か所に集配中車両専用の駐車スペースを設置したが、依然として駐車スペースが不足していることから、引き続き、その拡充を要望する予定。

運賃問題では、新標準運送約款や標準的な運賃について、事業者とともに荷主企業などに浸透を図ることにより、適正収受を推進する方針。

さらに、労働力確保対策に関しては現状、新型感染症の影響で不足状態がやや緩和されているが、少子高齢化や人口減少が進む中で確保対策を講じていく必要がある。このため対策の一環として、外国人労働者の活用に関して調査するとともに、その有効性や課題などを検討することにしている。

なお、各小委員長は、佐藤副委員長（駐車問題）、下川副委員長（運賃・料金適正化）、原島委員長（労働力確保対策）が務める。

元年度 SDコンテスト

成績優秀10支部に交通部長「感謝状」

警視庁交通部主催の令和元年度「セーフティドライバー（SD）・コンテスト」で、東ト協会員事業者から参加した2147チームが無事故・無違反を達成し、チーム達成率などが優秀だった10支部に対し、交通部長感謝状が贈られた。

感謝状を受けたのは、千代田・港・練馬・深川・城東・墨田・江戸川・荒川各支部、および東京環境保全協会と全国物流ネットワーク協会。また、八丈島支部に対し、東ト協会長特別賞が贈られた。

表彰式はトラックフェスタオープニングセレモニーで行う予定だったが、新型感染症に伴い中止となったことから、各支部に送付する。

元年度のコンテストには、東ト協会員から3301チーム（運転者1万6505人）が参加し、チームの無事故・無違反達成率は65・0％、個人の達成率（全支部平均）は91・3％だった。

8月14日から募集へ

第21期 物流経営士課程

東ト協は8月14日から9月30日まで、第21期物流経営士課程の受講生を募集する（**本号に受講案内を同封**）。

開講式は10月28日。以降、来年7月にかけて所定の講座を受講する。講座を修了し、試験に合格した受講生には、全日本トラック協会認定の「物流経営士」資格が授与される。

募集要領は次の通り。

【受講資格】東ト協および関東トラック協会の会員事業者の役員または社員で、経営管理職の経験3年以上、もしくはこれに準ずる者。このほか、会長が特に認めた者

【募集定員】32人

【研修期間】約10か月（10月28日～令和3年7月21日）。授業時間は総計116時間（1泊2日）2回（11月と来年5月予定）、企業見学1回

【受講料】東ト協・関ト協会員の役員およびその社員＝35万円▽その他の者＝40万円（いずれも税込み）

【受講日・時間】一般講義（東ト総合会館）／原則として、毎水曜日午後1時30分～5時45分（変更の場合あり）。

このほか、ビジネスデータ処理1日、宿泊研修（1泊2日）2回（11月と来年5月予定）、企業見学1回

【申し込み方法】東ト協業務部教育研修Gへ申込書をFAX送信する（関東各県ト協会員は所属協会を通じて申し込む）。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協業務部教育研修G（〒160-0004 新宿区四谷3の1の8 東京都トラック総合会館、☎03・3359・4137、FAX03・3359・6020）

全ト協

安全装置など助成申請 9月30日まで

全日本トラック協会は、7月に開催した第221回常任理事会・第186回理事会合同会議で、新型感染症に伴う影響を踏まえ、令和2年度予算の見直しを行い、安全装置などの助成事業予算を大幅に減額し、申請受付期間を9月30日までに短縮した。

減額した助成事業は、次の通り（カッコ内は補正予算額）。

▽安全装置等導入促進助成事業（1億円）＝車両1台につき対象装置ごとに2万円を上限とし、装置取得価額（取付工賃、消費税を除く実費価格）の2分の1まで助成／1事業者30台分まで

※東ト協助成枠（61台）に達した時点で受付終了

▽衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業（1億円）＝車両1台につき5万円を上限とし、装置取得価格（消費税を除く実費価格）の2分の1まで助成／1事業者5台分まで

※東ト協助成額（1225万円／245台分、1台5万円想定）に達した時点で受付終了

▽血圧計導入促進助成事業（5000万円）＝5万円を上限に、取得価額（消費税を除く）の2分の1まで助成／1事業所1台まで

※東ト協助成額に達した時点で受付終了

詳細は、東ト協または全ト協ホームページを参照。

新型感染症で予算縮減

関東・甲信越 重量部会

（7月10日書面決議）

特車条件の緩和など実現に向け要望活動

令和元年度事業報告・収支決算、および2年度事業計画・収支予算などについて、新型感染症の影響に伴い、書面により審議・承認した。

今年度事業計画では、行政に対する要望活動や安全輸送・事故防止、輸送効率化への取り組み、研修会の開催など部会独自の活動を実施する。

特に、特殊車両通行条件の緩和や誘導車配置条件の見直し、審査期間の短縮、車両総重量の規制緩和などの要望について、全ト協重量部会や各県ト協重量部会と連携を強化して、その実現に取り組む。

なお、役員の一部変更に伴い、副部会長に高橋政嗣氏と黒沼仁志氏を選任。3年度通常総会については、埼玉県（当番県）で開催する。

東京高速安協 第38回 通常総会

来年の東京五輪成功へ TDMなど対策に協力

東京高速道路交通安全協議会(会長・浅井隆東京都トラック協会長)は7月22日、東京総合会館で第38回通常総会を開催。令和2年度事業計画・収支予算などが審議・承認された。

あいさつに立った浅井会長は、「協議会のネットワークを通じて、交通安全と円滑化に継続して取り組むとともに、来年に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の、高速道路の交通量削減に向けたTDMなどへ積極的に協力していきたい」と述べた(写真)。

続いて、2年度事業計画などを審議し、①広報活動、②研修会・講習会、③街頭指導活動、④関係団体との会議、⑤警視庁高速隊に対する支援・協力――などの施策を推進していくこととした。

このほか、参与などの委嘱について承認された。

来賓として警視庁高速道路交通警察隊・関根雅雄隊長が祝辞を述べ、「交通事故件数は昨年同期比で減少傾向だが、都内高速道路での死者数が大幅に増加しており、危機感を持っている。厳罰化が図られた〝あおり運転行為〟は、高速道路ではより危険性が高くなる。ドライバーへの注意喚起、安全運転の徹底をお願いしたい」と呼びかけた。

この後、村松茂晴副会長が交通安全宣言を読み上げ、都の〝世界一の交通安全都市TOKYOを目指して〟のスローガンのもと、「東京2020大会成功のため、各種交通対策に積極的に協力し、安全で快適な交通社会の実現に向け、その歩みを確実に進めていく」ことを表明した。

警視庁

都内の死亡事故が増加 防止へ取り組み強化を

警視庁交通部は8月3日、東京都内における交通死亡事故が増加していることから、東京都トラック協会や東京高速道路交通安全協議会などに対し、坂口拓也部長名で「交通事故防止対策の強化について(依頼)」を発出し、改めて事故防止への取り組み強化を求めた。

同庁によると、今年の交通事故発生状況(7月31日累計/速報値)は、事故発生件数が1万3762件で前年同期比23・8%、負傷者数は1万5475人で同24・9%それぞれ減少しているものの、死者数は80人で同19人(31・1%)も多く、大幅に増加している。

このため、同庁は「極めて憂慮すべき状況」と重く受け止め、改めて各事業者団体などに対し、事故防止の徹底を図るよう求めたものだ。

特に死亡事故のうち、二輪車単独事故(死者9人で前年同期比6人増)をはじめ、高齢者自転車死者(10人で同8人増)、歩行者死者(37人で同10人増)などが急増している。なかでも歩行者死者については、横断歩道横断中が16人と4割以上を占めている。

このほか、路上寝込みを起因とする死者(7人で同5人増)も急増しており、そのうち4人が飲酒の影響により道路上に寝込んでいたことによるものだった。

同庁では、こうした死亡事故の特徴を踏まえ、全庁を挙げて、交通取り締まりなどの街頭活動や各種事故防止対策を強化するとともに、交通ルールとマナーの周知徹底に取り組むとしている。

全国労働衛生週間

10月1～7日

厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、10月1日から7日まで、令和2年度「全国労働衛生週間」が実施される。

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な安全衛生活動を促すことにより、労働者の健康確保を図ることなどを目的に実施されているもの。

今年度のスローガンは「みなおして職場の環境 からだの健康」とする。

労働衛生週間に先立ち、その実効を上げるため9月1日から30日までを準備期間とし、各職場における職場巡視やスローガンの掲示、労働衛生に関する講習会・見学会など、各種の取り組みが展開される。

労働衛生分野では過労死などを防止するため、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策などの推進を図る。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、いわゆる「3密」(密閉・密集・密接)を避けることを徹底する。

労働者の健康管理や職場環境改善を促す

厚労省

「見える」安全活動コンクール

厚生労働省は8月から、令和2年度「『見える』安全活動コンクール」を実施し、労働災害防止に向けた事業場・企業の取り組み事例を募集している。応募期間は9月30日まで。

安全活動に熱心に取り組んでいる事業場などが、国民や取引先に注目される運動「あんぜんプロジェクト」の一環として実施しているもの。

応募事例は同プロジェクトのホームページ(HP)に掲載・公開し、国民などからの投票結果により優良事例を決定する。来年2月下旬に発表する予定。

詳細は、厚労省「あんぜんプロジェクト」HPの同コンクール特設ページを参照。

交通事故統計

6月末累計

警察庁の交通事故統計によると、事業用貨物自動車・第一当事者の死亡事故件数(軽貨物車を除く)は、6月末累計で前年同期と同数の103件にとどまっているが、このうち準中型車による死亡事故は大幅に増加している。

事業用貨物車

死亡103件と横ばい 準中型車のみ大幅増

車種別にみると、大型車が58件で前年同期比4件(6・5%)減少し、中型車は25件、普通車は2件で、いずれも前年同期と同数だった。しかし、準中型車は18件で同4件(28・6%)増加。これに伴い、中型・準中型・普通車の3車種合計では45件で同4件(9・8%)増えている。

月別の推移をみると、3、4月は全車種合計で前年同月を下回り、5月は前年同月と同数だったが、6月は22件で4件(22・2%)の増加に転じている。

なお、事業用貨物車を含めた全体の死亡事故件数は、6月末累計で1334件と前年同期比52件(3・8%)少ない。

東京都

「女性の活躍推進」へ 7つの支援プログラム

東京都は、令和2年度「女性の活躍推進加速化事業」を実施し、7つのプログラムにより取り組みを支援する。

中小企業に対して努力義務となっている、女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」の策定や、その計画実行をサポートするもの。今年度から、新たに女性従業員のキャリア形成に向けた気運醸成や、女性管理職のスキルアップを図るための研修などを実施する企業を支援する。

支援プログラム（内容／開催時期）は次の通り。

○スタートアップ研修会（Web研修）＝女性活躍に向けた具体的な取り組みを始める契機となるような、基礎的なノウハウを紹介／9月～来年1月（全4回）※各回でテーマが異なる

○行動計画策定支援研修会（Web研修）＝一般事業主行動計画策定に必要となるノウハウの習得／8月～来年3月（全10回）※各回とも同一内容

○フォローアップコンサルティング＝行動計画策定支援研修会の受講者（企業）を対象に、策定から策定後の目標達成などまでコンサルタントが支援／8月～来年3月（50社）

○働くキャリア形成に向けた講演会（集合研修）＝管理職へキャリアアップするモチベーション向上に向け、著名人による講演会などを実施／11月（全1回）

○管理職を目指す女性従業員向け研修（Web研修）＝キャリアデザインやコーチングなどを研修／9月～来年3月（全10回）

○女性管理職のスキルアップ講座（集合研修）＝女性管理職に必要なマネジメントスキルなどを研修／10月（全2回）

○女性管理職を支える男性管理職向け研修（Web研修）＝女性管理職の支援に必要なスキルを研修／9月～来年3月（全6回）

詳細は、都産業労働局「女性の活躍推進加速化事業」ホームページ参照。

▽問い合わせ先＝女性の活躍推進加速化事業 運営事務局（☎03・6734・1347）

全ト協

2年度 Gマーク申請数 最多の9491事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である全日本トラック協会は、2020（令和2）年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請受付（7月1～14日）を行い、新規・更新合計で9491事業所の申請を受理した。申請件数は前年度より42事業所多く、過去最多となった。

今年度申請に関しては、新型感染症の影響に伴い特例措置を講じるとともに、郵送による申請受付を行い、資格要件などをクリアした事業所の申請を受理したもの。

申請件数のうち、新規申請が1669事業所で、前年度比91事業所多く、2年連続の増加となった。一方、更新申請（初回～5回目更新合計）は7822事業所で、同49事業所少なかった。

東京都内の申請件数は、新規申請が84事業所、更新申請が482事業所で、合計566事業所だった。

今後、評価基準に基づき申請書類の審査を行い、12月中旬に今年度の安全性優良事業所（Gマーク事業所）を認定し、公表する予定。

令和2年7月豪雨 Gマーク特例措置

令和2年7月豪雨に伴い、全ト協は被災事業所に対して同安全性評価事業の特例措置を講じ、申請受付を行う。

災害救助法適用地域に所在する被災事業所や、その他特例措置を講じる必要があると認められる事業所を対象に9月1～14日の間、再度の申請受付を行う。また、帳票類の消失により評価を受けることが困難な更新対象事業所に対しては、有効期間を1年間伸長する。

詳細は全ト協ホームページを参照。

東京都

感染症対応力の向上へ プロジェクト参加募集

東京都は、令和2年度の「職場で始める！感染症対応力向上プロジェクト」を実施しており、これに伴い、同事業の企業向け説明会をWeb配信形式で開催し、参加企業を募集している。参加費は無料。

新型コロナウイルス感染症など、感染症対策を支援するため、東京商工会議所や東京都医師会と連携して展開しているもの。

参加企業は①感染症理解のための従業者研修、②感染症BCP（業務継続計画）の作成、③風しん予防対策の推進――の3つのコースから選択し、職場で必要な感染症対策に取り組むもので、それぞれのコースに応じた支援ツール提供などによりサポートする。

これに伴い、同事業の事務局・東商ホームページ（HP）で企業向け説明会をWeb配信形式で開催し、あわせて感染症などの専門家による講演動画（全5回）を配信する。

なお、第1回の講演動画「職場での感染症対策～新型コロナウイルス対策を中心に」を配信中（8月28日まで）。

申し込みは通年で受け付けている。詳細は都福祉保健局または同事業の事務局・東商HPを参照。

▽参加申し込み・問い合わせ先＝東商ビジネス交流部（☎03・3283・7670）

全ト協

若年ドライバー確保へ 仕事内容の紹介パンフ

全日本トラック協会はこのほど、就職を控えた高校生などの学生向けに、トラック運送業の仕事内容や魅力などを紹介したパンフレット『TRY！TRUCK!! TRANSPORT!!!』（2020年版）を発行した。

トラックドライバーが慢性的な不足状態にある中で、特に若年者の就業促進を図る目的で作成したもの。

パンフレットでは、トラック輸送がライフラインとして、重要な役割を担っていることを説明。あわせて、ドライバーの1日の仕事の流れを具体的に紹介しているほか、先輩ドライバーの声なども掲載している。

全ト協では、若年者の就業促進に取り組んでおり、その一環として、このパンフレットを全国の高校・専門学校などに配布した。

関ト協青年部会 新会長に岩田氏（東ト協）

岩田会長

関東トラック協会青年部会はこのほど、令和2年度（第28期）総会（幹事会）を書面審議・決議により開催し、元年度事業報告・収支決算や2年度事業計画・収支予算、任期満了に伴う役員の選任を行った。

総会は新型感染症の感染防止の観点から、書面決議により行ったもの。

役員の選任では、新会長に岩田享也氏（東京都トラック協会青年部関ト協担当委員長）を選任したほか、副会長に金井健蔵氏（東ト協青年部本部長）などを選任した。

今年度事業計画では、青年組織の柔軟な知見や、新技術の活用などで効率化を推進し、次世代の物流の構築を目指す。また、厳しい経済・社会生活の変革などへの対応に迫られていることから、先進的な研修事業を構築するとともに、青年部会メンバー間のヒューマンネットワークをより一層強化していく方針。

NASVA 2年度後期 運管等一般講習

ネット予約 8月24日から

自動車事故対策機構（NASVA）東京主管支所は、令和2年度の運行管理者等一般講習（後期分）について、8月24日からインターネットによる予約受付を開始する。郵送による受付は同月31日から。

一般講習（貨物）の日程などは、表の通り。新型感染症の拡大防止のため、「3密」を防ぐ観点から定員に制限がある（定員になり次第、受付終了）。状況により、中止や会場変更の場合がある。

▽講習手数料＝3200円

▽講習時間＝午前10時15分～午後4時40分

▽受講対象＝①運行管理者に選任されている者で、元年度に未受講の者、②新たに選任された運行管理者、③運輸支局から特別講習の受講通知を受けた運行管理者、死者または重傷者を生じた事故を惹起した営業所、および貨物自動車運送事業法など関連法令違反により運輸支局から特別講習の受講通知を受けた営業所に選任されている運行管理者、④運行管理の補助者などで受講を希望する者

ネット予約はNASVAホームページから。

▽問い合わせ先＝NASVA東京主管支所・指導講習担当（☎03・3621・9941）

運行管理者等一般講習〈貨物〉（後期分）

講習日	会場
10月7日(水)、9日(金)	東京都トラック総合会館
10月13日(火)、14日(水)、23日(金) 11月25日(水)、27日(金) 12月1日(火)	トラック事業健保会館
11月5日(木)、6日(水)	NASVA東京主管支所7階研修室
11月17日(火)、19日(木)	トヨタドライビングスクール

令和2年版
（7月刊行）
自動車六法
定価　7,700円（税込）
㈱輸送文研社〈柏林書房〉
TEL.03-3861-0291㈹　FAX.03-3861-0295

トラック運送業 ～労務管理のポイント

社会保険の適用拡大について

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和（社会保険労務士）

令和2年5月29日に、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が可決・成立し、パートタイマーやアルバイトなどの社会保険の被保険者の範囲がさらに拡大されることとなりました。

事業所の加入基準は、法人経営では、従業員を常時1人でも使用する場合は強制適用（強制加入）となります。個人経営では、常時5人以上使用する場合が強制適用となりますが、常時5人未満しか使用しない場合には任意適用となり、加入するかしないかは事業主の判断に任されます。

今回、法改正により変更となる加入基準は、事業所単位の適用基準ではなく、次に述べる社会保険に加入している事業所における従業員個人の加入基準となります。

(1)事業所の社会保険の適用基準

社会保険とは、健康保険と厚生年金保険のことをいい、原則として、事業所単位で両保険にあわせて加入することとなります。

(2)従業員の社会保険の適用基準

社会保険に加入している事業所において、個々の従業員が社会保険に加入する基準は、いわゆる「4分の3基準」といわれ、労働時間および労働日数が通常の従業員（正社員）に比べて4分の3以上となっている人について、加入義務が課されていました。

この基準が平成28年10月から拡大され、従業員数500人超の規模の企業については、次の要件を全て満たす人を社会保険に加入させることが義務付けられています。

①週の所定労働時間が20時間以上であること

②賃金の月額が8万8000円（年収106万円）以上であること

③勤務期間が1年以上見込まれること

④学生でないこと

また、平成29年4月からは、従業員数500人以下の企業においても、労使の合意に基づき、前記の要件を満たす短時間労働者に対して、社会保険の適用を拡大することが可能となっています。

今回の適用基準の拡大は、前記の基準を強制的に適用する企業の規模が、次の通り、拡大されることとなるものです。

①令和4年10月から＝従業員数100人超の規模に適用拡大

②令和6年10月から＝従業員数50人超の規模に適用拡大

(3)適用拡大基準の留意点

適用拡大の基準となる事業所の従業員数については、労災保険のように、雇用する全ての従業員数をカウントするのではなく、「適用拡大以前の社会保険の被保険者数」でみることとなり、従来のいわゆる「4分の3基準」、労働時間および労働日数が、通常の従業員（正社員）に比べて4分の3以上となっている従業員の数をカウントすることとなります。

なお、適用基準に該当するかどうかの判定は、「直近12か月のうち6か月で基準を上回った段階」で適用対象とされることとなり、一度、適用対象となった場合にはその後に従業員数の基準を下回ることとなったとしても、原則として、適用対象のままとなります。

また、従来、社会保険の被保険者になるための要件の一つとされていた、「勤務期間が1年以上見込まれること」は、今回の法改正により撤廃され、パートタイム労働者についても、フルタイムなどの被保険者と同様に、「2か月超の雇用見込みがあること」の要件が適用されることになります。

なお、令和4年10月より、「雇用契約期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、最初の雇用期間を含めて、当初から社会保険の適用対象とする」ことが法改正に盛り込まれています。

具体的には、雇用契約期間が2か月以内でも、次のいずれかに該当する場合は、社会保険の遡及適用を受けることとなってしまいます。

①就業規則、雇用契約書などにおいて、その契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

②同一の事業所において、同様の雇用契約に基づいて雇用されている者が、更新などにより最初の雇用契約期間を超えて雇用された実績がある場合

(4)適用基準拡大の影響と今後の留意点

社会保険の適用基準の拡大は、社会保険対象者の増加による企業の保険料負担の増加につながります。また、従業員数50人以下の企業は適用対象から除外されていることから、対象となる企業では、新たに対象となるパートタイム労働者への対策を講ずる必要があります。

具体的には、対象外の企業にパートタイム労働者が流出してしまうことや、対象となることを望まないパートタイム労働者が労働時間を減少させる可能性があることから、その代替要員の確保などの対応が必要となることも想定されます。

さらに、今回は対象外となる企業でも今後、遠からず、今回の内容が全事業所を対象とすることになる可能性があることを踏まえて、また、中小企業においても来年4月に適用される「同一労働同一賃金」への対応を含めて、自社におけるパートタイム労働者の活用のあり方について、見直しを図る契機とする必要があると考えます。

ポケット

涼感誘う氷旗

フォト散歩 大江戸 第101回
まちかど写真家 筑峯 総太

コロナウイルス感染症の先行きが見えない中、今年の夏は明らかに去年とは違う。関東・甲信越、東海地区は、平年より11日遅れの梅雨明けとなった。天候の変わり目に、まだ身体が慣れない。

街中で「氷」の旗を見るようになった。単純明快な、その一文字に涼を感じ、かき氷が食べたくなる時期である。朱書きの氷一文字に「波千鳥」。定番のデザインとインパクトは昔も今も変わっていない（写真）。

1869（明治2）年、横浜・馬車道で町田房造が初めて氷水店を始めた。アイスクリームを発祥させた店でもある。一方、氷といえば、1871（明治4）年に、中川嘉兵衛が北海道・五稜郭の外濠で生産した天然氷を、「函館氷」として登場させた。

その時、販売店に掲げた旗が、龍と函館氷の文字で構成したものだった。現在の氷旗の原型になったと言われる。

あわせて「氷は儲かる」との評判を得て、氷店が急増していった。それに伴い、粗悪な氷が悪評を賑わすようになり、ついに内務省は1878（明治11）年12月4日付で「氷製造人並販売人取締規則」を発令し、「産地表示」を義務付けた。

もう一度、氷旗を見ると、気になるのが波と千鳥のデザインだ。夏の風物詩の浴衣の柄に、この組み合わせがよく使われたようだ。涼感を誘う組み合わせに、氷の朱書き。不動のデザインを確立させたのかもしれない。

今ではかき氷専門店も増え、インスタ映えとも相まって、変わり種の氷も多く、「見せる」かき氷の域にきている。

パズル＆クイズ

by 草野 公平

キー無しクロスワード

このクロスワードにはヒントのキーがありません。リストの文字をマスに入れて意味のある言葉にしてください。リストの文字は一度しか使えません。最後にA～Gを順に読むと正解になります。

エ		カ	■	カ	モ	F
B	■		カ	ン	■	イ
オ	ト	A	■		ヨ	シ
■		リ	モ	■	ボ	■
D	ト	■		コ	E	ド
フ	■		カ	G	■	
ト	C	ン	■	ビ		ン

［リスト］
ウ ガ キ シ ジ
ジ ソ ナ ナ ビ
マ ミ メ ン ン

［解答］

A	B	C	D	E	F	G

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード（1,000円分）をプレゼント。

☆インターネットでのご応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/

☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報→」から「**パズル＆クイズ解答フォーム**」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
（一社）東京都トラック協会
総務部広報G「トラック時報」係

●締め切り
8月末日（**正解は9月10日号に掲載**）

★7月10日号「漢字のパーツクイズ」の正解は**「晴耕雨読」**でした。

三丁目

世界に猛威を振るっている「コロナ禍」で、現在一番懸念されているのが「経済の停滞」である。どの新聞も大見出しで「景気」の悪さを異口同音に伝えている◆政府は今年度国内総生産（GDP）の成長見通しを下方修正した、というから気持ちが滅入る。あの平成20年度のリーマン・ショックより悪化は間違いない、ともいう◆長い梅雨が明け、気分的にはホッとしてはいるものの、この夏のバカンスは湿りがちで、どうもスッキリしない◆景気回復の要ともなる、米国の混迷が大いに気になる。その米国では「GDP32・9％減」などと報じられ、明るい見通しとはいえない◆とはいえ、嘆いてばかりでは前に進まない。これまで、経済後退の苦い経験を経てきた、わが企業人はこんなことでは凹んではおれまい。その逞しさを持っている◆大相撲7月場所は幕尻「照ノ富士」が復活優勝した。もともと大関経験者であるとはいえ、この快挙に誰もが喝采したはずで、暗い世相に灯明を灯した。苦難を乗り越えた努力が報われた、といえる。今こそ、わが国の経済も「かくありなん」だろう。